



# ひとり親 家庭 の ハンドブック



大分県



このハンドブックでは、ひとり親家庭向けのさまざまな支援制度を紹介しています。わからないことがあれば、各窓口にご相談ください。

### 《ひとり親家庭》

次のいずれかに該当する方で、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・配偶者と死別して現に婚姻をしていない方
- ・配偶者と離婚して現に婚姻をしていない方
- ・配偶者の死別が明らかでない方
- ・配偶者から遺棄されている方
- ・配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ・配偶者が心身の障害のため長期にわたって働けない方

### かぶ 《寡婦》

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を養育していたことのある方

## 目次

|               |    |
|---------------|----|
| ■ 母子・父子・寡婦貸付金 | 2  |
| ■ 生活福祉資金貸付制度  | 5  |
| ■ 給付金         | 6  |
| ■ 手当など        | 8  |
| ■ 就学援助制度など    | 18 |
| ■ 奨学金         | 20 |
| ■ その他         | 24 |
| ■ 困った時の相談窓口   | 25 |
| ■ 資料編         | 28 |



# 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の支援やお子さんの福祉を推進することを目的とした貸付制度です。

**別表1 大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 一覧表**

(令和2年4月1日から適用)

| 資金種類 | 対 象                                    | 貸付限度額  | 貸付期間   |
|------|--|--|--|
| 修 学  | 母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童            | 別表2のとおり  | 修学期間中  |
| 技能習得 | 母子・父子家庭の親、寡婦                           | 月額 68,000円<br>(特別な事情がある場合<br>(12月相当) 816,000円)<br>(自動車運転免許 460,000円)   | 習得期間中<br>5年以内  |
| 修 業  | 母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童            | 月額 68,000円<br>(自動車運転免許 460,000円)   | 習得期間中<br>5年以内  |
| 就職支度 | 母子・父子家庭の親、寡婦<br>母子・父子家庭の児童、<br>父母のない児童 | 100,000円<br>(通勤用自動車購入加算<br>230,000円)   |  |
| 生 活  | 母子・父子家庭の親、寡婦                           | 知識技能習得中<br>月額 141,000円<br>(物価の影響(3月相当)423,000円)<br><br>その他<br>月額 105,000円<br>(生計中心者でない場合、扶養する子<br>のない寡婦の場合、月額 70,000円)<br>(7年未満の母子家庭 月105,000円<br>計252万円以内)<br>(養育費取得のための裁判費用<br>(12月相当)1,260,000円)<br>(物価の影響(3月相当)315,000円) | 知識技能習得中<br>3年以内<br><br>7年未満の<br>母子家庭<br><br>医療介護受給中<br>1年以内<br><br>失業期間中<br>1年以内 |
| 就学支度 | 母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童            | 別表3のとおり  |  |

**別表2 修学資金貸付限度額(月額) 一覧表 (前年所得が682万円以内の場合)**

(令和2年4月1日から適用) (単位:円)

| 学 校 等 種 別          |      |         | 学 年     |         |         |         |         |
|--------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    |      |         | 1年      | 2年      | 3年      | 4年      | 5年      |
| 高等学校<br>専修学校(高等課程) | 国公立  | 自 宅     | 27,000  | 27,000  | 27,000  |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 34,500  | 34,500  | 34,500  |         |         |
|                    | 私 立  | 自 宅     | 45,000  | 45,000  | 45,000  |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 52,500  | 52,500  | 52,500  |         |         |
| 高等専門学校             | 国公立  | 自 宅     | 31,500  | 31,500  | 31,500  | 67,500  | 67,500  |
|                    |      | 自宅外     | 33,750  | 33,750  | 33,750  | 76,500  | 76,500  |
|                    | 私 立  | 自 宅     | 48,000  | 48,000  | 48,000  | 98,500  | 98,500  |
|                    |      | 自宅外     | 52,500  | 52,500  | 52,500  | 115,000 | 115,000 |
| 専修学校(専門課程)         | 国公立  | 自 宅     | 67,500  | 67,500  |         |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 78,000  | 78,000  |         |         |         |
|                    | 私 立  | 自 宅     | 89,000  | 89,000  |         |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 126,500 | 126,500 |         |         |         |
| 短期大学               | 国公立  | 自 宅     | 67,500  | 67,500  |         |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 96,500  | 96,500  |         |         |         |
|                    | 私 立  | 自 宅     | 93,500  | 93,500  |         |         |         |
|                    |      | 自宅外     | 131,000 | 131,000 |         |         |         |
| 大 学                | 国公立  | 自 宅     | 71,000  | 71,000  | 71,000  | 71,000  |         |
|                    |      | 自宅外     | 108,500 | 108,500 | 108,500 | 108,500 |         |
|                    | 私 立  | 自 宅     | 108,500 | 108,500 | 108,500 | 108,500 |         |
|                    |      | 自宅外     | 146,000 | 146,000 | 146,000 | 146,000 |         |
| 大学院                | 修士課程 | 132,000 | 132,000 |         |         |         |         |
|                    | 博士課程 | 183,000 | 183,000 | 183,000 |         |         |         |
| 専修学校(一般課程)         |      | 49,500  | 49,500  |         |         |         |         |

※前年所得が682万円を超える場合は別途ご相談ください。

(令和2年4月1日から適用) (単位:円)

**別表3 就学支度資金貸付  
限度額 一覧表**



※小学校及び中学校の就学支度資金については、入学する児童を扶養している配偶者のない女子であつて所得税が課されていない場合等に限る。

| 学 校 等 種 別                       |     | 限度額    |         |
|---------------------------------|-----|--------|---------|
| 小 学 校                           |     | 64,300 |         |
| 中 学 校                           |     | 81,000 |         |
| 高等学校<br>専修学校<br>(高校課程・一般課程)     | 国公立 | 自 宅    | 150,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 160,000 |
|                                 | 私 立 | 自 宅    | 410,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 420,000 |
| 大学 短期大学<br>高等専門学校<br>専修学校(専門課程) | 国公立 | 自 宅    | 410,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 420,000 |
|                                 | 私 立 | 自 宅    | 580,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 590,000 |
| 大学院                             | 国公立 | 修 士 課程 | 380,000 |
|                                 | 私 立 | 課 程    | 590,000 |
|                                 | 国公立 | 博 士 課程 | 380,000 |
|                                 | 私 立 | 課 程    | 590,000 |
| 修業施設<br>(厚生労働大臣が定める施設)          | 中卒者 | 自 宅    | 150,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 160,000 |
|                                 | 高卒者 | 自 宅    | 272,000 |
|                                 |     | 自宅外    | 282,000 |

## お問い合わせ先

貸付けに関するご相談は、お住まいの地域の市役所母子・父子福祉担当課  
または県保健所地域福祉室までご連絡ください。

申請から貸付金交付までは、通常で1ヶ月半程かかります。

お早めにご相談ください。

**別表4 母子父子寡婦福祉資金貸付・関係機関 一覧表**  
(お住まいの市町村の担当課にご連絡ください)

| 市町村     | 担当課                 | 電話番号                           |
|---------|---------------------|--------------------------------|
| 大分市     | 子育て支援課              | ☎097-537-5721                  |
| 別府市     | 子育て支援課              | ☎0977-21-1701                  |
| 中津市     | 子育て支援課              | ☎0979-22-1103<br>☎0979-22-1141 |
| 日田市     | こども未来課              | ☎0973-22-8292                  |
| 佐伯市     | こども福祉課              | ☎0972-22-3976                  |
| 臼杵市     | 子ども子育て課             | ☎0972-86-2716                  |
| 津久見市    | 社会福祉課               | ☎0972-82-9519                  |
| 竹田市     | 子育て世代包括支援センター       | ☎0974-63-4823                  |
| 豊後高田市   | 子育て支援課              | ☎0978-23-1840                  |
| 杵築市     | 子育て世代包括支援センター       | ☎0978-64-2525                  |
| 宇佐市     | 子育て支援課              | ☎0978-27-8143                  |
| 豊後大野市   | 子育て支援課              | ☎0974-22-1001<br>(内線2133)      |
| 由布市     | 子育て支援課              | ☎097-582-1262                  |
| 国東市     | 福祉課                 | ☎0978-72-5164                  |
| 姫島村・日出町 | 東部保健所地域福祉室(日出福祉事務所) | ☎0977-72-2327                  |
| 九重町・玖珠町 | 西部保健所地域福祉室(玖珠福祉事務所) | ☎0973-72-9522                  |



## 生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉  
及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

**別表5 生活福祉資金 一覧表**

お問い合わせ先 市町村社会福祉協議会

| 資金の種類     |             | 貸付条件  |   |  |                  |   |
|-----------|-------------|---|---|--|------------------|---|
|           |             | 貸付限度額   | 据置期間  | 償還期限   | 貸付利率             |   |
| 総合支援資金(注) | 生活支援費       | ・生活再建までの間に必要な生活費用   | (二人以上)月20万円以内<br>(単身)月15万円以内<br>・貸付期間:原則3月<br>最長12月以内(延長3回) | 最終貸付日<br>から6月以内  | 据置期間経過<br>後10年以内 | 連帯保証人<br>あり<br>無利子<br>連帯保証人<br>なし<br>年利1.5% |
|           | 住宅入居費       | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ<br>ために必要な費用   | 40万円以内  | 貸付けの日<br>(生活支援費とあ<br>わせて貸し付け<br>ている場合は、生<br>活支援費の最終<br>貸付日)から6月<br>以内                              |                  |   |
|           | 一時生活<br>再建費 | ・生活を再建するために一時的に必<br>要かつ日常生活費で賄うことが困<br>難である費用   | 60万円以内  |  |                  |   |
| 福祉資金      | 福祉費         | ・生業を営むために必要な経費<br>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を<br>維持するために必要な経費<br>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受け<br>に必要な経費<br>・福祉用具等の購入に必要な経費<br>・障がい者用の自動車の購入に必要な経費<br>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養<br>期間中の生計を維持するために必要な経費<br>・介護サービス、障がい者サービス等を受けるの<br>に必要な経費及びその期間中の生計を維持する<br>ために必要な経費<br>・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費<br>・冠婚葬祭に必要な経費<br>・住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費<br>・就職、技能習得等の支度に必要な経費<br>・その他日常生活上一時的に必要な経費 等 | 580万円以内<br>※資金の用途に応じて<br>上限目安額を設定                           | 貸付けの日<br>(分割による交付<br>の場合には最終<br>貸付日)から6月<br>以内   | 据置期間経過<br>後20年以内 | 連帯保証人<br>あり<br>無利子<br>連帯保証人<br>なし<br>年利1.5% |
|           |             | 緊急小口<br>資金(注)   | ・緊急かつ一時的に生計の維持が<br>困難となった場合に貸し付ける<br>少額の費用                  | 10万円以内   |                  |   |
|           | 教育支援資金      | 教育支援費   | ・低所得世帯に属する者が高等学校、<br>大学又は高等専門学校に就学す<br>るのに必要な経費             | (高校)月3.5万円以内<br>(高等)月6万円以内<br>(短大)月6万円以内<br>(大学)月6.5万円以内<br>※特に必要と認める場合<br>は、上記各限度額の1.5<br>倍まで貸付可能 | 卒業後<br>6月以内      | 据置期間経過<br>後20年以内                            |
| 就学支度費     |             | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は<br>高等専門学校への入学に際し必要な経費   | 50万円以内  |  |                  |   |

(注)総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度にお  
ける自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

## 自立支援教育訓練費給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、職業能力開発のために教育訓練の講座を受講したときに、教育訓練に要した経費の6割（上限20万円）を給付します。

### 対象者

町村部にお住まいの母子家庭等の母または父子家庭の父  
詳しくは最寄りの下記窓口にお問い合わせください。

#### ■東部保健所地域福祉室（日出福祉事務所）

☎0977-72-2327

#### ■西部保健所地域福祉室（玖珠福祉事務所）

☎0973-72-9522

市部にお住まいの方は、市によって取扱いが異なりますので、市役所ひとり親家庭担当課にお問い合わせください。（27ページをご覧ください。）



ひとり親家庭への支援HP

## 高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため学校等で1年以上修学するときに、修学する全期間（上限36ヶ月）の生活費を給付します。また、修学が終了した時点で修了支援給付金を給付します。

### 対象資格

- ・看護師 ・准看護師 ・保育士 ・介護福祉士 ・作業療法士
- ・理学療法士 ・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師
- ・調理師など

### 対象者

町村部にお住まいの母子家庭等の母または父子家庭の父  
詳しくは最寄りの下記窓口にお問い合わせください。

#### ■東部保健所地域福祉室（日出福祉事務所）

☎0977-72-2327

#### ■西部保健所地域福祉室（玖珠福祉事務所）

☎0973-72-9522

市部にお住まいの方は、市によって取扱いが異なりますので、市役所ひとり親家庭担当課にお問い合わせください。（27ページをご覧ください。）

## 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

### 支給額

| 児童の年齢          | 児童手当の額（1人当たり月額）            |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満           | 一律15,000円                  |
| 3歳以上<br>小学校終了前 | 10,000円<br>(第3子以降は15,000円) |
| 中学生            | 一律10,000円                  |

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。  
※児童を養育している方の所得が一定額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

### 支給時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。  
詳しくは、お住まいの市町村児童手当担当課へ、公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

## 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に貢献するため、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいをもつ場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の母または父などに支給されます。

### 対象者

- ・支給要件に該当する児童を監護する母
- ・支給要件に該当する児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父
- ・父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

### 支給要件

- ・父または母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

### 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- ・国内に住所がない場合
- ・前年の所得が一定額以上の場合
- ・対象児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ・里親に委託されている場合
- ・児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）に養育されている場合

※母（父）に対する手当、支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過した時は、手当額が減額になります。

## 手当月額

(令和2年4月から適用)

| 支給区分                | 全部支給            | 一部支給                             |
|---------------------|-----------------|----------------------------------|
| 児童1人                | 月額43,160円       | 月額(所得に応じて決定)<br>10,180円~43,150円  |
| 児童2人                | 月額<br>10,190円加算 | 月額(所得に応じて決定)<br>5,100円~10,180円加算 |
| 児童3人以上<br>(児童1人につき) | 月額<br>6,110円加算  | 月額(所得に応じて決定)<br>3,060円~6,100円加算  |

## 支給時期

原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの分が支給されます。(例)5月支給分=当年3、4月分の計2ヶ月分

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。



ひとり親家庭への支援HP

## JR特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当の受給者及びその方と同一世帯の方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、およそ3割引で購入できます。

詳しくは、市町村児童扶養手当担当課までお問い合わせください。



## 別表6 児童扶養手当担当課 一覧表

(お住まいの市町村の担当課にご連絡ください)

| 市町村   | 担当課           | 電話番号          |
|-------|---------------|---------------|
| 大分市   | 子育て支援課        | ☎097-537-5793 |
| 別府市   | 子育て支援課        | ☎0977-21-1427 |
| 中津市   | 子育て支援課        | ☎0979-22-1141 |
| 日田市   | こども未来課        | ☎0973-22-8292 |
| 佐伯市   | こども福祉課        | ☎0972-22-3180 |
| 臼杵市   | 子ども子育て課       | ☎0972-86-2716 |
| 津久見市  | 社会福祉課         | ☎0972-82-9519 |
| 竹田市   | 子育て世代包括支援センター | ☎0974-63-4823 |
| 豊後高田市 | 子育て支援課        | ☎0978-23-1840 |
| 杵築市   | 子育て支援室        | ☎0977-75-2408 |
| 宇佐市   | 子育て支援課        | ☎0978-27-8143 |
| 豊後大野市 | 子育て支援課        | ☎0974-22-1021 |
| 由布市   | 子育て支援課        | ☎097-582-1262 |
| 国東市   | 福祉課           | ☎0978-72-5164 |
| 姫島村   | 住民福祉課         | ☎0978-87-2278 |
| 日出町   | 子育て支援課        | ☎0977-73-3177 |
| 九重町   | 子育て支援課        | ☎0973-76-3828 |
| 玖珠町   | 子育て健康支援課      | ☎0973-72-2022 |

## 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当を支給している制度です。

### 対象者

日本国内に住所があり、精神または身体に政令で定める程度以上の障がい  
を有する児童を監護している父・母または父母に代わりその児童を養育して  
いる方に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ・対象児童が日本国内に住所を有していない場合
- ・対象児童が、障害を事由とする公的年金を受給できる場合
- ・対象児童が、児童福祉施設等に入所している場合
- ・受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上の  
場合



特別児童扶養手当HP

### 手当月額 (令和2年4月から適用)

対象児童1人につき

**1級** 52,500円

**2級** 34,970円

### 支給時期

原則として、4月、8月、11月にそれぞれ前月までの分が支給されます。

(例) 8月支給 = 4月～7月の計4ヶ月分

詳しくは、市町村特別児童扶養手当担当課までお問い合わせください。

## 別表7 特別児童扶養手当担当課 一覧表

(お住まいの市町村の担当課にご連絡ください)

| 市町村       | 担当課           | 電話番号                     |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 大 分 市     | 障害福祉課         | ☎097-537-5786            |
| 別 府 市     | 子育て支援課        | ☎0977-21-1427            |
| 中 津 市     | 福祉支援課         | ☎0979-22-1111<br>(内線297) |
| 日 田 市     | 社会福祉課         | ☎0973-22-8290            |
| 佐 伯 市     | 障がい福祉課        | ☎0972-22-4524            |
| 臼 杵 市     | 福祉課           | ☎0972-86-2710            |
| 津 久 見 市   | 社会福祉課         | ☎0972-82-9519            |
| 竹 田 市     | 子育て世代包括支援センター | ☎0974-63-4823            |
| 豊 後 高 田 市 | 社会福祉課         | ☎0978-25-6178            |
| 杵 築 市     | 子育て支援室        | ☎0977-75-2408            |
| 宇 佐 市     | 福祉課           | ☎0978-27-8141            |
| 豊 後 大 野 市 | 子育て支援課        | ☎0974-22-1021            |
| 由 布 市     | 子育て支援課        | ☎097-582-1262            |
| 国 東 市     | 福祉課           | ☎0978-72-5164            |
| 姫 島 村     | 住民福祉課         | ☎0978-87-2278            |
| 日 出 町     | 子育て支援課        | ☎0977-73-3177            |
| 九 重 町     | 子育て支援課        | ☎0973-76-3828            |
| 玖 珠 町     | 福祉保健課         | ☎0973-72-1115            |



## ひとり親家庭医療費の助成

大分県では、ひとり親家庭等の健康の保持及び生活安定に貢献し、ひとり親家庭等を経済的に支援するため、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

### 助成対象者

ひとり親家庭の親及びその者が監護する18歳未満（18歳に達したときは年度末まで）の児童並びに父母のない児童で、医療保険各法の規定による被保険者、組合員もしくは被扶養者（所得制限により対象とならないことがあります。）

### 県の助成内容

医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部負担金を除いた額を助成します。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費は対象となりません。

- ◎ひとり親家庭等医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）  
※医療機関等窓口にてお支払いください。

| 種別 | 親                            | 児童 |
|----|------------------------------|----|
| 通院 | 500円/回 負担上限：月4回（最大2,000円まで）  | 無料 |
| 入院 | 500円/回 負担上限：月14日（最大7,000円まで） | 無料 |
| 薬局 | 無料                           | 無料 |

※医療機関等を受診する際は、受給資格者証を毎回提示してください。



詳しくは、お住まいの市町村ひとり親家庭医療費担当課  
にお問い合わせください。

ひとり親家庭への支援HP

## 別表8 ひとり親家庭医療費担当課 一覧表

（お住まいの市町村の担当課にご連絡ください）

| 市町村   | 担当課           | 電話番号          |
|-------|---------------|---------------|
| 大分市   | 子育て支援課        | ☎097-537-5796 |
| 別府市   | 子育て支援課        | ☎0977-21-1427 |
| 中津市   | 子育て支援課        | ☎0979-22-1141 |
| 日田市   | こども未来課        | ☎0973-22-8292 |
| 佐伯市   | こども福祉課        | ☎0972-22-3180 |
| 臼杵市   | 子ども子育て課       | ☎0972-86-2716 |
| 津久見市  | 社会福祉課         | ☎0972-82-9519 |
| 竹田市   | 子育て世代包括支援センター | ☎0974-63-4823 |
| 豊後高田市 | 子育て支援課        | ☎0978-23-1840 |
| 杵築市   | 子育て支援室        | ☎0977-75-2408 |
| 宇佐市   | 子育て支援課        | ☎0978-27-8143 |
| 豊後大野市 | 子育て支援課        | ☎0974-22-1021 |
| 由布市   | 子育て支援課        | ☎097-582-1262 |
| 国東市   | 福祉課           | ☎0978-72-5164 |
| 姫島村   | 住民福祉課         | ☎0978-87-2278 |
| 日出町   | 子育て支援課        | ☎0977-73-3177 |
| 九重町   | 子育て支援課        | ☎0973-76-3828 |
| 玖珠町   | 子育て健康支援課      | ☎0973-72-2022 |

## 子ども医療費の助成

大分県では、子どもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的な負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

### 助成対象者

大分県内に住所を有する子どものうち

義務教育就学前の乳幼児：入院・通院医療費

小・中学生：入院医療費



### 県の助成内容

医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額から、下記の一部自己負担金を除いた額を助成します。ただし、入院時の食事療養基準負担額は対象となりません。

◎子ども医療費助成事業における一部自己負担金（医療機関ごと）

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 入院 | 1日500円 負担上限：月14日                   |
| 通院 | 1日500円まで<br>負担上限：3歳未満は月2回、3歳以上は月4回 |

市町村によって助成内容や手続きが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村子ども医療費担当課にお問い合わせください。



子ども医療費HP

## 別表9 子ども医療費担当課 一覧表

（お住まいの市町村の担当課にご連絡ください）

| 市町村   | 担当課           | 電話番号                      |
|-------|---------------|---------------------------|
| 大分市   | 子育て支援課        | ☎097-537-5793             |
| 別府市   | 子育て支援課        | ☎0977-21-1427             |
| 中津市   | 地域医療対策課       | ☎0979-22-1170             |
| 日田市   | こども未来課        | ☎0973-22-8292             |
| 佐伯市   | こども福祉課        | ☎0972-22-3180             |
| 臼杵市   | 子ども子育て課       | ☎0972-86-2716             |
| 津久見市  | 健康推進課         | ☎0972-82-9523             |
| 竹田市   | 子育て世代包括支援センター | ☎0974-63-4823             |
| 豊後高田市 | 子育て支援課        | ☎0978-23-1840             |
| 杵築市   | 子育て支援室        | ☎0977-75-2408             |
| 宇佐市   | 子育て支援課        | ☎0978-27-8145             |
| 豊後大野市 | 子育て支援課        | ☎0979-22-1001<br>(内線2135) |
| 由布市   | 子育て支援課        | ☎097-582-1262             |
| 国東市   | 医療保険課         | ☎0978-73-2450             |
| 姫島村   | 健康推進課         | ☎0978-87-2177             |
| 日出町   | 子育て支援課        | ☎0977-73-3177             |
| 九重町   | 住民課           | ☎0973-76-3802             |
| 玖珠町   | 子育て健康支援課      | ☎0973-72-2022             |



## 小・中学生を対象とした支援制度

### 就学援助制度

経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒を対象に、学用品費、学校給食費、医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助する「就学援助」を行っています。

援助の内容や、申し込みの手続きは、各市町村によって異なります。

**お問い合わせ先** お住まいの市町村教育委員会・お子さんが在籍する学校

### 私立小・中学生対象の経済的支援の実証事業

私立の小学校、中学校に通っている児童生徒が対象です。

年収約400万円未満かつ資産600万円以下の世帯を対象に、年額最大10万円を支援します。(学校が代理受領し、授業料が減額されます。)

**お問い合わせ先** 大分県生活環境部私学振興・青少年課  
☎097-506-3078

## 高校生を対象とした支援制度

### 高校生等奨学給付金制度

生活保護受給世帯及び住民税所得割非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費(教科書費、教材費など)の一部を、県から直接保護者に支払います。

## 高校生等就学支援金制度

世帯所得の状況に応じて、授業料の全額あるいは一部を支援する制度です。原則、学校が生徒に代わって受け取り、授業料に充当されます。

**お問い合わせ先**

お子さんが在籍する学校、または

公立高校：大分県教育庁教育財務課 ☎097-506-5447

私立高校：大分県生活環境部私学振興・青少年課 ☎097-506-3073

## 大学生等への修学支援

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、認定を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の入学生や在校生のうち、一定の条件を満たす方は、給付型奨学金の支給や入学金・授業料の減免措置を受けられます。

詳しくは、各学校へお問い合わせください。

または、文部科学省特設ホームページ(「学びたい気持ちを応援します」)をご覧ください。



文部科学省「学びたい気持ちを応援します」HP



様々な団体の奨学金がありますが、ここでは身近な「日本学生支援機構」と「大分県奨学会」をご紹介します。

## 『日本学生支援機構』奨学金

### 給付型奨学金

住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の人を対象とした、原則返還不要の給付型の奨学金です。

#### 対象者

大学・短期大学・高等専門学校(4～5年)・専修学校(専門課程)に在学する生徒

| 学力基準  | 家計基準<br>(①と②のいずれにも該当する必要があります)  |
|---|---|
| ① 申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で <b>3.5以上</b>                         | ① 収入基準(年額) 4人世帯の場合<br>第Ⅰ区分 家計収入 <b>271万円以下</b><br>(非課税世帯)<br>第Ⅱ区分 家計収入 年額 <b>303万円以下</b><br>第Ⅲ区分 家計収入 年額 <b>378万円以下</b> |
| ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。 | ② 資産基準<br>奨学金申込者本人と生計維持者(2人)の資産額の <b>合計が2,000万円未満</b> (生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。                                     |

支給金額については28ページをご覧ください。

### 貸与型奨学金

日本の大学生の2.7人に1人が利用している国の奨学金制度です。卒業後、返還する必要があります。

#### 対象者

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)および大学院に在学する生徒

貸与奨学金には「第一種奨学金」と「第二種奨学金」の2種類があり、基準が異なります。

#### ◎第一種奨学金(無利息)

| 学力基準                                | 家計基準の目安【4人世帯の場合】         |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で <b>3.5以上</b> | 家計収入(年額)が <b>747万円以下</b> |

※住民税非課税世帯・生活保護受給世帯の学生または、児童養護施設入所者については緩和された基準が適用されます。

#### ◎第二種奨学金(利息付)

| 学力基準   | 家計基準の目安【4人世帯の場合】           |
|--|----------------------------|
| 次のいずれかに該当すること<br>① 申込時までの高校等の成績が学校の平均水準以上であること<br>② 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること<br>③ 学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること | 家計収入(年額)が <b>1,100万円以下</b> |

貸与金額については28ページをご覧ください。

## 奨学金の返還について

返還は卒業後7ヶ月目から始まり、毎月、口座から引き落とされます。

病気・災害・経済困難などで返還が難しくなった時には、救済制度もあります。救済制度の利用には願い出が必要なので、返還に困ったら奨学金相談センターに相談してください。

**お問い合わせ先** 日本学生支援機構 奨学金相談センター  
☎0570-666-301

※手続きのスケジュール等については在学する学校の奨学金窓口までご確認ください。

## 『大分県奨学会』奨学金

高等学校等・大学・短期大学の在学者を対象に無利子の奨学金を貸与します。

### 《高等学校》

### 高等学校等奨学金・入学支度金

※入学支度金は入学時1回のみ貸与です。

### 対象者

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者

| 学力基準                                | 家計基準                            |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 中学校または高等学校等における学力<br>評定平均値が定められた値以上 | 保護者の所得金額が当奨学会の定める<br>基準額以下であること |

※但し、次の世帯の生徒は学力の基準を適用しません。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税が非課税または減免世帯
- ・保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下

※その他にも、通学費等奨学金、修学旅行費等奨学金があります。

## 《大学・短期大学》

## 大学奨学金

### 対象者

- ①保護者等が県内に住所を有する者
- ②優秀な資質を有しているが、経済的な理由により修学困難な者

| 学力基準                         | 家計基準                            |
|------------------------------|---------------------------------|
| 高等学校における評定平均値が5段階<br>価で3.0以上 | 保護者の所得金額が当奨学会の定める<br>基準額以下であること |

貸与金額については29ページをご覧ください。

**お問い合わせ先** 公益財団法人 大分県奨学会  
☎097-506-5620

### 《奨学金・授業料等減免制度の検索システム》

国内の大学、短期大学、地方公共団体等が行う奨学金や授業料減免制度等について検索することができます。詳しくはJASSOのホームページをご覧ください。

### 《JASSOホームページ》

#### 『大学・地方公共団体等が行う奨学金制度』

「条件」や「大学名・団体名」から検索を行うことができます。





## その他

### 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う児童を対象に、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

#### ● 放課後児童クラブ保護者負担金減免事業について ●

県では、クラブの利用が経済的に困難な世帯に対して、利用料の減免を実施しています。

対象は生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、市町村民税非課税世帯です。

放課後児童クラブの利用（問い合わせ・申し込み）、保護者負担金減免の申請については、お住まいの市町村子育て支援担当課までお問い合わせください。

### 子ども食堂について

大分県内には、「子どもの居場所」として、食事の提供と併せて、学習支援や体験活動、交流活動に取り組む子ども食堂があります。大人も子どもも利用できます。是非ご利用ください。

お問い合わせ先

大分県福祉保健部こども・家庭支援課

☎097-506-2703



子ども食堂HP

### 放課後チャレンジ教室

放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の支援による勉強やスポーツ・文化活動、地域住民の交流活動等の取組を実施しています。

実施日：平日の放課後、長期休業日

対象：小学生・中学生

詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。



放課後  
チャレンジ教室HP



## 困った時の相談窓口

ひとり親家庭の方向けの相談窓口です。専門員がさまざまな相談をお受けしています。お困りのことがあれば、ひとりで悩まず是非ご相談ください。

### 大分県母子・父子福祉センター

ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）や寡婦の皆さんのあらゆる相談に応じています。また、弁護士による無料の法律相談、就業相談や教養を身につけるための講座を開催しています。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

●開館日：平日・日曜日（土曜・祝日はお休みです）

●時 間：火曜～金曜 8時30分～18時

月曜・日曜 8時30分～17時

●所在地：大分市大津町2丁目1-41

大分県総合社会福祉会館3階

☎097-552-3313



母子・父子センターHP

### 母子家庭等就業・自立支援センター

大分県母子・父子福祉センターに設置しています。母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行っています。上記大分県母子・父子福祉センターへお問い合わせください。

### 母子・父子自立支援員

市の母子（ひとり親家庭等）福祉担当課、県母子・父子福祉センターには、ひとり親家庭や寡婦の皆さんの総合的な窓口として、母子・父子自立支援員が配置されています。関係機関とも連携し、相談をお受けしたり、情報提供を行っています。

## 別表10 ひとり親家庭相談窓口・関係機関 一覧表

(お住まいの市町村の担当課にご連絡ください)

| 市町村       | 担当課                   | 電話番号                           |
|-----------|-----------------------|--------------------------------|
| 大 分 市     | 子育て支援課<br>ひとり親家庭支援プラザ | ☎097-537-5721<br>☎097-576-8882 |
| 別 府 市     | 子育て支援課                | ☎0977-21-1701                  |
| 中 津 市     | 子育て支援課                | ☎0979-22-1103<br>☎0979-22-1141 |
| 日 田 市     | こども未来課                | ☎0973-22-8292                  |
| 佐 伯 市     | こども福祉課                | ☎0972-22-3976                  |
| 臼 杵 市     | 子ども子育て課               | ☎0972-86-2716                  |
| 津 久 見 市   | 社会福祉課                 | ☎0972-82-9519                  |
| 竹 田 市     | 子育て世代包括支援センター         | ☎0974-63-4823                  |
| 豊 後 高 田 市 | 子育て支援課                | ☎0978-23-1840                  |
| 杵 築 市     | 子育て世代包括支援センター         | ☎0977-64-2525                  |
| 宇 佐 市     | 子育て支援課                | ☎0978-27-8143                  |
| 豊 後 大 野 市 | 子育て支援課                | ☎0974-22-1001<br>(内線2133)      |
| 由 布 市     | 子育て支援課                | ☎097-582-1262                  |
| 国 東 市     | 福祉課                   | ☎0978-72-5164                  |
| 姫 島 村     | 住民福祉課                 | ☎0978-87-2278                  |
| 日 出 町     | 子育て支援課                | ☎0977-73-3177                  |
| 九 重 町     | 子育て支援課                | ☎0973-76-3828                  |
| 玖 珠 町     | 子育て健康支援課              | ☎0973-72-2022                  |

## 無料法律相談

大分県母子・父子福祉センターでは、養育費の取り決め方法や金額、不払いの問題などについて、定期的に(毎月1~2回、13時~17時)、女性弁護士による無料法律相談を実施しています。

養育費は、社会人として自立するまで子どもを育てるのにかかる費用のことです。離婚しても、親子であることになんら代わりはなく、養育費を支払うことは親としての当然の義務です。

開催日程については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。  
また、相談を希望する方は、事前にご予約をお願いします。

お問い合わせ先 **大分県母子・父子福祉センター**  
☎097-552-3313

## 婦人相談所

婦人相談所では、女性から発信されるさまざまな問題について、電話相談や来所相談等を行っています。相談は無料です。また、秘密は固く守ります。

### ・電話相談

相談専用電話 097-544-3900  
月 曜 ~ 金 曜 9時~21時  
休 日 13時~17時及び18時~21時

### ・来所相談(月曜~金曜9時~17時)

緊急の場合を除き予約制です。あらかじめ電話(097-544-3900)で相談日時を予約してください。

## 奨学金貸与(給付)額

### 給付奨学金

| 区分   | 大学・短期大学・専門学校 |         |         |         | 高等専門学校  |         |         |         |
|------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 国公立          |         | 私立      |         | 国公立     |         | 私立      |         |
|      | 自宅           | 自宅外     | 自宅      | 自宅外     | 自宅      | 自宅外     | 自宅      | 自宅外     |
| 第Ⅰ区分 | 29,200円      | 66,700円 | 38,300円 | 75,800円 | 17,500円 | 34,200円 | 26,700円 | 43,300円 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500円      | 44,500円 | 25,600円 | 50,600円 | 11,700円 | 22,800円 | 17,800円 | 28,900円 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800円       | 22,300円 | 12,800円 | 25,300円 | 5,900円  | 11,400円 | 8,900円  | 14,500円 |

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童擁護施設から通学する人は、上の表と異なる月額となります。  
 ※給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

### 貸与奨学金

#### 第一種奨学金(無利息)

|             | 大学             |                |                |                | 短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程) |                |                |                |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|             | 国公立            |                | 私立             |                | 国公立                           |                | 私立             |                |
|             | 自宅             | 自宅外            | 自宅             | 自宅外            | 自宅                            | 自宅外            | 自宅             | 自宅外            |
| <b>最高月額</b> | <b>45,000円</b> | <b>51,000円</b> | <b>54,000円</b> | <b>64,000円</b> | <b>45,000円</b>                | <b>51,000円</b> | <b>53,000円</b> | <b>60,000円</b> |
| その他の月額      |                |                |                | 50,000円        |                               |                |                | 50,000円        |
|             |                | 40,000円        | 40,000円        | 40,000円        |                               | 40,000円        | 40,000円        | 40,000円        |
|             | 30,000円        | 30,000円        | 30,000円        | 30,000円        | 30,000円                       | 30,000円        | 30,000円        | 30,000円        |
|             | 20,000円        | 20,000円        | 20,000円        | 20,000円        | 20,000円                       | 20,000円        | 20,000円        | 20,000円        |

※家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。  
 ※2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上の表の月額が調整されます。

#### 第二種奨学金(利息付)

##### 2万円~12万円(1万円単位)

※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可  
 ※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

## 大分県奨学会の高校・大学の毎月の貸与額

### 貸与額

| 区分    |               |              | 貸与月額 | 標準貸与総額  |            |
|-------|---------------|--------------|------|---------|------------|
| 高校奨学金 | 高等学校等奨学金      | 国公立          | 自宅   | 18,000円 | 648,000円   |
|       |               |              |      | 14,000円 | 504,000円   |
|       |               |              |      | 9,000円  | 324,000円   |
|       |               | 自宅外          |      | 23,000円 | 828,000円   |
|       |               |              |      | 18,000円 | 648,000円   |
|       |               |              |      | 12,000円 | 432,000円   |
|       | 私立            | 自宅           |      | 30,000円 | 1,080,000円 |
|       |               |              |      | 23,000円 | 828,000円   |
|       |               | 自宅外          |      | 15,000円 | 540,000円   |
|       |               |              |      | 35,000円 | 1,260,000円 |
| 入学支度金 | 国公立           | 1回のみ<br>貸与額  |      | 50,000円 | 50,000円    |
|       |               |              | 私立   |         | 100,000円   |
| 大学奨学金 | 大学            | 国公立<br>大学・短大 | 自宅   | 39,000円 | 1,872,000円 |
|       |               |              | 自宅外  | 43,000円 | 2,064,000円 |
|       |               | 私立           | 自宅   | 46,000円 | 2,208,000円 |
|       |               |              | (短大) | 45,000円 | 1,080,000円 |
|       | 伊藤隼・マサ代・孝子奨学金 | 国公立          | 自宅   | 50,000円 | 2,400,000円 |
|       |               |              | 自宅外  | 56,000円 | 2,688,000円 |
|       |               | 私立           | 自宅   | 59,000円 | 2,832,000円 |
|       |               |              | 自宅外  | 69,000円 | 3,312,000円 |



# ひとり親家庭の ハンドブック

---

大分県こども・家庭支援課

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館4階

tel.097-506-2704

令和2年7月作成

